愛媛整肢療護園使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
愛媛整肢療護園使用料条例	愛媛整肢療護園使用料条例
昭和27年12月25日	昭和27年12月25日
条例第65号	条例第65号
第1条 愛媛整肢療護園を使用する者 <u>又はその保護者</u> (児童福祉法 <u>(</u>	第1条 愛媛整肢療護園を使用する者(児童福祉法_
<u>昭和22年法律第 164号)</u> 第27条第1項第3号によるものを除く。)	第27条第1項第3号によるものを除く。)
に対しては、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。	に対しては、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。
第2条 前条の規定により徴収する使用料の額は、次の各号に掲げる	第2条 前条の規定により徴収する使用料の額は、健康保険法(大正
使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	11年法律第70号)又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に
(1) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援 同条	よる療養又は医療に要する費用の額及び入院時食事療養費に係る
第2項の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する	食事療養の費用の額の算定方法により算定した額を基準として知
特定費用の額との合計額	<u>事が定める。</u>
(2) 診療 健康保険法(大正11年法律第70号)又は老人保健法(昭	
和57年法律第80号)の規定による療養又は医療に要する費用の額	
及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法に	
<u>より算定した額を基準として知事が定める額</u>	